

議長コラム

議長 上野 顕介



3月定例会を終えて

ようやく春を迎え過ぎや
すくなってきたと思ったら花
粉症に悩まされる方々も多い
のではないのでしょうか。市議
会でも会議中にアレルギーが
受けています。

さて市議会では3月定例会を終え、令和7年度の予算が成立しました。市税収入96億5千万弱を含む自主財源は120億6千万強、支出では一般会計予算が過去最大規模の269億円となりました。予算の概要は、市の発行する広報こなんや議会だよりの本号にページを割いていますのでご覧ください。

同じ3月定例会において議決議案が成立していますのでご紹介したいと思います。委員会条例の一部改正で、広報広聴常任委員会が発足しました。これは、議会だより発行のための委員会に加え、議会報告会を含む広聴の役割を担う常設の委員会としての位置づけです。今後、行政の取り組むDX化と連動して議会もスマートフォン等の活用をはかる時代ですので、本市議会でもあらたな取り組みを議論するときでしょう。議会の広報を担う委員会として、県下では初の常任委員会としました。

また、会派制議会運営検討特別委員会の設置議案が可決されています。議会運営の方法として、会派制度を採用している本市議会のあり方を検討するための委員会です。委員会構成人員を各会派に割り当てたり、会派代表者による会議を開催したりして議会の運営してきましたが、会派に所属しない議員の増加を受けて、あらためて議論することになります。この議論を目的とする委員会は全国でもまれだと思いますが、市議会の前進のために意欲的に取り組んでいます。

2月議会臨時会 議決結果

分類	議案名等	結果
補正予算	議案第1号 令和6年度湖南省一般会計補正予算(第7号) 【歳入歳出】それぞれ1億5,795万9千円を追加 【補正後の額】272億8,242万5千円	◎

3月議会定例会 議決結果

分類	議案名等	結果
条例	議案第7号 湖南省国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律に基づく「第3期滋賀県国民健康保険運営方針の概要」が示され、令和9年度までに保険税(料)の水準を統一することとなったことから、統一に向けて令和7年度より段階的に保険税を改定するため、所要の改正を行うもの。	○
	議案第8号 湖南省家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令に伴い、所要の改正を行うもの。	◎
	議案第9号 湖南省学童保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について 石部南学童保育所が旧石部南幼稚園跡地に移転することに伴い、石部南学童保育所の位置について所要の改正を行うもの。	◎
	議案第10号 湖南省特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令に伴い、所要の改正を行うもの。	◎
	議案第11号 湖南省地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について 介護保険法施行規則の一部改正に伴い、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数に関する基準について、所要の改正を行うもの。	○

分類	議案名等	結果
条例	議案第2号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について 刑法等の一部を改正する法律および刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴い、関係条例について、所要の改正を行うもの。	◎
	議案第3号 湖南省個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の制定により宛名番号管理システムを標準化することに伴い、個人番号の管理機能を実装するため、所要の改正を行うもの。	◎
	議案第4号 湖南省職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について 人事院勧告に基づく国家公務員の勤務条件の改正に準じて、職員の仕事と生活の両立支援の拡充に関する事項の整備を行うため、所要の改正を行うもの。	◎
	議案第5号 湖南省議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例及び湖南省特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について 国における指定職の期末手当の改定に準じて、議会議員および特別職の期末手当の改定を行うため、所要の改正を行うもの。	○
	議案第6号 湖南省職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について 人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じて、職員の給与改定を行うため、所要の改正を行うもの。	◎